2026年11月26日

令和8年11月20日からの大雪にかかる「災害救助法」適用地域のお客様に対する支援措置について

【NTT東日本エリア】

この度の令和8年11月20日からの大雪により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
弊社では、令和8年11月20日からの大雪に伴い、・緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難・災害救助法等が発令された地域を対象に、以下の支援措置を実施いたします。

①緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難が発令され、解除までに24時間経過した地域にお住まいで、実態的に弊社のサービスがご利用できなかったお客様

実態的にサービスがご利用いただけなかった期間の基本料金等をお客様のお申し出に基づき無料といたします（※１、※２、※3）

②災害救助法が適用された地域にお住まいで、避難される等の事由により実態的に弊社のサービスがご利用できなかったお客様

実態的にサービスがご利用いただけなかった期間の基本料金等をお客様のお申し出に基づき無料といたします（※1、※2、※3）

③避難に伴う仮住居等への移転工事が生じた場合

移転工事における工事費を、お客様のお申し出に基づき、一度に限り、無料といたします。
※仮住居から元の設置場所に移転される際には工事費が必要となります。

（※１）無料とする期間は、連続する24時間の単位で無料日数を計算します。
（例：30時間の場合、1日分の基本料金等を無料とします）
（※２）インボイス光、インボイスひかり電話サービス約款に定める月額利用料（回線使用料、配線使用料、機器使用料、付加機能使用料等）が対象となります。インボイスひかり電話の通話料など（インボイスひかり電話プラスの無料通話分を含む）、従量課金分については減免対象外となります。
（※３）NTT東日本サービス提供地域における無料化の期間は、最大４ヶ月とさせていただきます。

対象地域
・福島県
耶麻郡北塩原村、耶麻郡猪苗代町

本件に関するお問い合わせ

株式会社インボイス　インボイス光カスタマーセンター（平日１０:００～１７:００）
ＴＥＬ：０１２０-８８１-０８６